

工場法の改正について

大正十二年政府は工場法改正案を議會に提出した。本稿は即ちそれに対する批評文であつて、もと三月十四日乃至十九日の東京日日新聞に掲載されたものである。元來倉卒の間に書かれたものではないが、工場法及び國際労働條約に対する私見の一端は相當にほつきり、此中に表はれて居ると思ふ。

政府は今回愈と工場法改正法案を衆議院に提出した。同時にまた工業労働者最低年齢法案及び船員最低年齢法案なる二の法律案をも提出した。前者は現行工場法（明治四十四年法律四十六號）の規定中主として、適用工場の範圍、女工幼年工の労働時間制限、深夜業禁止並に休日休憩時間、扶助、違反者の制裁等に關する規定を改正せんとするものであり、後の二者は從來の工場法第二條に代へて廣く一般工業労働者の最低就業條件年齢を規定し、同時に船員に付いてもまたほゞ同様の制限を規定せんとするものである。

政府は先にワシントンにおける第一回労働會議の諸條約中其大部分を批准せざる事に決定した。然しその内幼年工及び女工に關する諸條約だけは出来るだけその趣旨を酌んでこれに近付かんと努力してゐるらしい。私は今回の改正法案中その大部分は即ちその努力を書き現したものと觀察してゐる。また最低年齢に關する二法案中前者はワシントンの諸條約中工業

に備使し得る幼少者の最低年齢を定むる條約案、後者はゼノアにおける第二回労働會議の「海上に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約案」の内容を殆どそのまま採用してゐる。従つてこの二法案が議會を通れば右の二條約案は共に何時でもこれを批准して差し支へないことゝなるのである。

政府は此等の法案を確定するに先立ち、諸種の團體に向つて六項よりなる諮問を發した。しかして傭主團體のこれに對する答申——それは協調會の機關誌たる社會政策時報三月號二一七頁以下に一括登載されてゐる——は大體において可成の反對意見を示してゐるに反し、從來動ともすれば對勞働職における資本家の參謀本部なりとして一般に考へられてゐた協調會が政府の原案を以て稍手ぬるきものとなし、これに向つて八個の改正意見（社會政策時報三月號の卷頭にかゝけられてゐる）を答申した事は近來聊か注目し得る事實である。しかし政府もまた右傭主團體側の答申に向かつては殆ど何等の讓歩をもなさゞりしに反し、協調會側の答申に向かつては多少の讓歩を與へてゐる。そのうち最も注目すべきものは即ち工場

法改正法案第十五條の扶助に關する規定である。

所で、他の一方において勞働組合側が大日本勞働總同盟の名において、かくの如き工場法の改正は彼れ等にとつて全く不必要だといふ意味の反對決議をしたことは、この際大いに注目すべき事實であつて、私はこゝにわが國現在の勞働組合の工場法改正運動に對する態度の特異性を見出だすことが出来るのだと思ふ。

元來工場法運動は人道主義的動機から初まつた運動である。衛生設備の悪い工場内で、しかも長時間に亙つてかよわい年少者や女子を働かせることは可哀さうである。人道に反する。その考へが工場法の制定を促した第一の原因であつて、各國の工場法史は明らかにその事實を語つてゐる。しかしてかくの如くにして最初幼年工女工の爲のみに設けられた保護規定が、その後漸次に擴張されて普通の一般勞働者に及ぶのが、各國における勞働法發達の自然の順序であるが、愈々その擴張が斷行される前には更に一段の努力が必要となる。單なる人道的のあはれみに初まつた運動は容易にその働きを年少者乃至婦人の保護以上に及ぼすことが出

來ない。一般労働者に向つて労働條件の改善を確保し與ふるがためには單なる人道的のあはれみ以外更に別個の精神を要する。これゆゑに労働法の發達は其の適用が愈々年少者乃至婦人の範圍を超えて一般労働者に及ぼうとする所に一つの大なる段階を見出すのである。

所が、現在わが國の實際社會において問題になつて居る労働問題は既にかくの如き狭少な範圍に限られて居るのではない。それは最早單なる憐みや恩惠の問題ではない。現在の労働問題は資本家の目から見れば労働能率の問題であり、利廻りの問題である。政府の目から見れば、産業政策の問題であり、國民保健の問題であり、保安の問題である。しかもこれを労働者の側から見れば、何所までも權利問題である。生存權の問題である。労働權の問題である。労働全收權の問題である。いづれにせよ、問題の中心は今や既に恩惠の問題を離れ憐みの問題を離れてゐるのである。

然るに、今回政府の議會に提出した労働法案を見ると、依つて保護せんとする労働者は十數年前とおなじく全く年少者及び女工であつて、僅に保護幼年工の範圍が一二年擴張された以

外何等著しき改正を示してゐない。従つて先に一言した労働法發達の第一段階すら未だこれを越えようとしてゐないのである。従つて組合労働者に向つてこの法案に對する賛否の意見をたゞすとき、彼れ等の笑つて答へざるは蓋當然である。また法案の問題とする所が未だ人道的な單なる憐みの問題をすら越えてゐないにも拘はらず、傭主團體中之に向かつて異議となふるもの少からざるは、彼れ等の頭腦が今日なほ専ら利廻りの問題のみに支配されてゐることを立證するものであつて、利廻りの前には最小限度の人道的要求に向つてさへ讓歩せざらんとする彼れ等の心情を明示するものといはねばならない。

しかしてまた協調會が政府の提案を以て未だ足らずとなし、これに向かつて多少の改正を提議したことは、同會從來の態度に比すればやゝ進境の見るべきものありとするも、その提議する所が依然として工場法の原始的特色たる人道的要求の範圍を脱すること少きは、同會成立の沿革に照して蓋當然の結果であるといはねばならない。

私はこれより以下、法案の内容に立ち入つて多少の検討を試みつゝ、一方においては労働

組合側の態度に向つて多少の批評を試み他方においては政府と資本家とに對する意見を述べ、同時にこの際特殊の地位に立ちつゝある協調會に向かつて多少の希望を述ぶるであら

二

労働組合が工場法改正の問題に就いて風馬牛の態度を示してゐることは彼等として極めて當然の處置である。殊に、政府の策する改正が主として單に幼年工及び女工の待遇に對して多少の改善を施さんとするに過ぎざること、愈々以て組合労働者のこの問題に對する無關心を喚起する所以である。何となれば、彼れ等の現に求めつゝあるものと政府の提議する所との間には餘りに間隔の甚しきものがあるからである。

しかのみならず、元來労働組合主義と労働立法運動とはその根本思想において全然正反對の精神をもつたものである。労働組合主義は元來自由主義の基礎に立つものである。敢て國

家の干渉乃至庇護を待つまでもなく團結の力によつて自ら欲する所を自ら獲得せんとする運動である。彼れ等は對資本家の關係において契約の自由を主張し對等の交渉を實行せんとする。契約自由主義にはそれ自身必ずしも甚しい缺點はない。けれども、力弱き個々の労働者が離れぐしとなつて資本家に對立するとき、契約自由の利益は主として強者たる資本家の掌中に收取せらるべきは當然である。この故に、労働者は團結せねばならぬ。團結して資本家に對抗せねばならぬ。さうして對等の交渉により自由の契約によつて自ら妥當なる労働條件を得ねばならぬ。かくして勞資相互間のフェアプレーを主張するもの、それが組合運動元來の精神である。従つて労働組合が自らのために労働立法即ち國家の特別なる庇護干渉を求めんことはそれ自身矛盾である。彼れ等は自力を以て欲する所のものを得ねばならぬ。殊に時の政府が主として資本家によつて支持されて居るかぎり、これに依頼して労働者の地位の徹底的改善を求むることはそれ自身殆ど不能を企つるにひとしい。無論労働者は大衆の力によつて

Propagande de faitによつて直接立法機關をおびやかすことが出来るであらう。さうして資

本家的立法機關に頼つてゐてもなほ相當の法律的保護を受け得るに至るかも知れない。けれども、組合主義の本領はどこまでも自力によつて自ら欲する所のものを得んとするにある。

立法に信頼して自己の地位の改善を求むべきものでない。

従つて例へば英國の如き労働組合の充分發達した國においては、労働時間、最低労働率の如きものすら總て労働組合と資本家との對等な自由の交渉によつて協定される。國家の法律によつて定められるのではない。しかしおなじ傾向は戦後のドイツにおいてもまた同様にこれを認め得るのであつて、從來國家萬能主義者の徹底してゐたやうに思はれた彼の國においてすら、今や學者は一般に労働組合と資本家との間に協定された労働協約 *Tarifvertrag* は單なる契約にあらずして、法律である、當該組合とその所屬労働者と資本家とを規律すべき法規であると主張するに至つたのである。

けれども、かくの如く労働條件の改善を専ら労働協約の定めに一任することは、労働組合の充分發達した國に於てのみ完全にこれを實現し得るのであつて、その然らざる國において

はもとよりこれを期待し得ない。かくの如き國においては、國家の干渉によつて勞働者の爲に特別の法律的庇護を與へざるかぎり、勞働者は自らの力によつて自己の地位を改善するを得ない。勞働立法の必要は實にこゝに起るのである。此故に英國の如く勞働組合の發達した國においてさへも、自ら組合を組織するだけの實力をかいた勞働者の爲には、一般に國家の法律的干渉が要求されてゐる。殊に各國における最低勞銀法發達の歴史の如きは最も雄辯にその事實を語るものであつて、強力なる勞働組合は自力により資本家と交渉して適正なる勞銀率を協定し得るに反し、組合を組織し得ざる勞働者にはそのおなじことが出來難い。その結果、かゝる勞働者の勞銀はやゝともすれば、彼れ及び彼れの家族の生活に必要な最少量の金額以下に下り勝ちであつて、最低勞銀法の制定による國家的干渉の必要はこゝに始まるのである。しかしこれが各國における最低勞銀法がまづ内職に従事する婦人その他最も力の弱い勞働者のために制定されることによつて始まる所以なのである。

茲において私は自ら一の問を發せざるを得ない。一體わが國現在の勞働組合は自力によつ

て自己の地位を改善し得るだけの實力を持つてゐるのであらうか？ 書齋の人である私にはもとより充分にその實狀をあきらかにし難い。けれども、私の狭い見聞のみよりすれば、どうしても右の問に對する私の答へは『否』でなければならぬ。して見れば、わが國現在の勞働組合が以上の如き『自力主義』のみを以て徹底せんとすることは——その意氣の壯なる點において大に尊敬に値すべきものありとするも——單にこれを實利的にのみ考へればそこに可なりの非實際的な點があるやうに思はれる。私は吾國の勞働組合に向つて手近な實利のみを目あてとして進むべきことを勧めたくはない。けれども餘りに實力とつり合はない理想的態度をとることは頓てひいては勞働組合の包容力を減殺する原因となるのではあるまいか。

私は組合の將來のためにこれを憂ふるのである。私は最近において二三の組合主義者に會見するの機會を得た。その際私は彼等に向つてこの意見をのべた。けれども、彼れ等の答へは異口同音に次ぎの如くであつた。お前のいふ事にも一應の理窟はある。けれども、今や甚しい不景氣に際會した結果現在の組合員すらもやゝともすれば組合費を納めず、又兎角意氣が

沮喪しがちである。この際幹部が多少なりとも妥協的態度を示せば、組合は益々悲境に陥るばかりである。吾々は理想を高唱して突進しなければならぬのだ。彼れ等のこの答もまた一應至極尤もである。けれども、理想を高く遠きに置きつゝ、現實の問題として日々一步一步確實に進めて行くことが全然不可能であらうとは、私にはどうしても考へることが出来ない。この意味において私はわが國現在の労働組合はも少し労働立法の問題に意を注いで然るべきものゝやうに考へるのである。

假りに一步を譲つて、現在の組合労働者は團結の力によつて自ら望む所のものを自ら取得するだけの力をもつて居る。従つて彼れ等にとつては全然保護的労働立法の必要がないといふことを認めるとしても、現在のわが國には彼れ等以外になほ一層力の弱い全く團結の力なき幾多の——製絲女工紡績女工の如き——労働者あることを忘れることは出来ない。しかし彼れ等にとつてこそ眞に工場法の改正が必要であることを考へ合はせて見れば、自ら大日本労働總同盟を以て標榜する組合はこの際かよわき彼れ等のためだけにでも、工場法改正の

問題に向つて相當の注意を拂ひ出來得るかぎりの盡力をなして然るべきではあるまいか。門外の私から見れば、それこそ眞に組合の包容力を大にして他日の雄飛を期し得る所以であるやうに思はれてならない。

三

私は以上において、わが國現在の勞働組合は勞働立法の問題に向つても少し熱心を持つて然るべきだといふ意見を述べた。何故なれば、勞働者側の理論上正當の根據ある主張は多少共資本家及び政府を動かして工場法の改正を促すこともならうし、また輿論を動かして改正の氣運を促進する力もあるからである。のみならず大衆運動總同盟罷工その他事實力の行使によつて資本家を戰慄せしめ威壓することは、彼れ等をして容易く立法の上に多大の讓歩をなさしむべき顯著なる効能があるからである。吾々は各國にまける勞働運動發展の初期において屢々この種の事例を見出すが故に、わが國の勞働組合にとつてもまた全然この種の機會

を看過せざらんことを希望するのである。さうして徒らに理論的論争にのみ没頭することなく『理論的天上界』から『現實的大地』に降り來たつて確乎たる巨人の足を地上に踏みしめてもらひたいのである。

けれども、さらばというて私は決して、現代資本家政治のもとにおける工場法その他の勞働立法は結局資本家相互間の經濟戰爭の交戦法規に過ぎない、といふ明々白白たる現實を否認し去らうとするものではない。戰爭に勝たんとするものは武器と戦法とを擇ばない。無防備地帯に爆彈も投じよう、商船の無警告撃沈もやらう、乃至はまた封鎖によつて敵國民の全部を饑餓に陥らしむるであらう。所が、人道主義的の主張は漸次に残酷無法なる武器と戦法とを禁止すべきことを要求する。而して各國の軍事當局者も互に無制限なる戦闘手段の使用を許すことが戰鬪能率の上から見ても却つて不利益であることに氣が付く。その結果こゝに各國は互に妥協して交戦法規を作る。これと同様に、經濟戰爭に熱中した資本家は資本を以て、原料を以て、廣告を以て、更にまた官憲の力を借りてまでも競争を續けてゆく。その際

彼等が戦闘の一武器として『労働の低廉』を使用せんと考へるのは極めて自然である。何故ならば、同一市場において「商品の低廉」を以て相争はんとするものにとつては生産資料の一たる『労働』を如何にして安價に取得し、如何にして能率能く利用すべきかは、最も考慮に値ひすべき重要な戦闘手段であるから。これゆゑに、比較的資力の豊富な工場においては自發的に所謂職工優遇施設をなす等温情主義を施しつゝ、なほ且その企業を有利に導くことが出来るけれども、資本の乏しい工業者が同一市場においてかゝる有力者と相争ふがためには必然に最も抵抗の少い『労働』に切り込んで行く、さうしてその『低廉』を武器として戦はうとするに決つてゐる。所が、かくして人間の通常堪へ得べき最低限を降つた不良なる労働條件が生れ出づるとき、まづ第一に叫ばれるものが人道主義的色彩をおびた工場法制定の要求であつて、その結果生まれる工場法の内容が主として幼年工乃至女工の如き弱者の保護及び工場衛生の問題に限らるゝのは蓋當然である。此時代に於ける工場法は工業家の自由競争を前提とする。しかし人道に上何人が見ても如何にも不適當と思はれる『武器』だけ

を禁止しようといふのである。従つて萬事悉く資本家本位にのみ考へられるのであつて、労働者の利益を法律上権利として確保するの主旨は毫もふくまれてゐない。

次に労働法發達の第二期に入ると、從來單に人道的見地のみより主張された労働者の保護が、更に別個の理論的基礎を要求して、労働能率及び國民保健の二問題が考慮せらるゝ事となる。即ち、労働者を一定時間以上働かしむるのは反つて損であるとか、相當な賃銀を拂はないと反つて能率が悪いとか、労働は國土と同じく國富の一部をなすものだからこれを適當に培なければならぬ、然らずんば恰も掠奪的農業が國土を荒廢せしむると同様に國民を衰亡せしむるとか、謂ふやうな議論が労働立法の基礎となるのである。この時代は上記の第一期に比すれば確に一大進歩を遂げたものと謂ひ得るけれども、問題はなほ依然として資本家本位に考へられてゐるのであつて、労働法の内容は依然として資本家相互の交戦法規に過ぎない。労働者の立場を権利として法律上確認する第三の時代とはなほ甚だしく距離があるのである。

翻つて、現行工場法を見、更にまた今回の改正案を見ると、その中心をなすものは依然と

して弱者保護の規定である。おなじくワシントン労働條約の内でも寧ろ第二期に屬するものと認むべき一般労働者の労働時間制限の如きは全然問題とされてゐない。これは明かにわが國現在の労働立法がなほ依然として第一期に止れることを示すものであつて、この點において吾々はこの問題に關する學界その他一般言論界の主張と政治の實際勢力の上において問題となり得る事柄との間にはなほ甚しき距離があることを見出すのである。これ現在の工場法改正問題が毫も一般言論界の注意を惹かず、また労働運動の急先鋒たる労働組合の無關心的態度をよび起す所以である。しかして從來一般に資本家の參謀部なりと考へられてゐた協會がこの問題に關して稍反資本家的なるが如き熱心な態度を示した原因も又こゝに存するのである。それは明かに協調會の進歩である。その點において私は同會の理事者に敬意を表するけれども、それは決して同會が全然變つた新しい精神のもとに生まれ變つたことを示すものではないと私は考へる。同會は本來資本家が労働問題の苦悶を解脱する目的を以て設立されたものである。それが從來勞資の中間に入つてその協調を計るべく努力したことは明か

に誤りであつて、その失敗に終るのは當然である。同會に何時までも資本家のものたることを脱し得る譯がない。従つて、同會として今後最も力むべき仕事は、現在單に人道的見地のみより規定されてるに過ぎない工場法の内に、上記第二期の要素たる國民保健及び勞働能率の問題を持ち込んでその改正を計るべきである。日夕經濟競争に没頭して他を顧みる暇なき資本家に向つて、これ等の問題を顧慮することが結局彼れ等の利益なることを教へ、以て彼れ等相互間の戦闘武器を制限すべき適當の交戦法規を制定すること、それこそは實に協調會の仕事としても最も適任な本質的の事柄である。従つて協調會今回の態度は寧ろ同會本來の面目と認むべきであつて、敢て異とするに足りない。私は同會が今後この最も適任なる仕事に向つて努力を集中されんことを切望する。わが國の如く今日なほ未だ第一期を脱し得ざる勞働立法を有する國においてはこの方面においてなすべき仕事が多く残されてゐる。しかしその仕事の價値は今日の日本としては決して輕視せらるべきものではない。

四

工場法は畢竟資本家相互間の交戦法規に過ぎない。彼れ等相互間の經濟戰爭における各種の武器中特に『勞働』に關するものを制限せんとするものである。従つて工場法の制定によつて最も打撃を受けるものはいふまでもなく從來『勞働の低廉』を重要な武器として最も多く利用してゐた小企業者である。彼れ等は元來その資本豊ならず原料の仕入れについてもまた特別の便宜を有せざりしが故に、勞働の低廉のみを唯一の武器としてとも角も今まで産業競争場裡に他の優秀者と角逐することが出来たのである。従つて、今遽かに工場法の制定によつてその武器を奪はるゝことは彼れ等の最も難しとする所であるに違ひない。これに反し、豊富なる資本を擁し原料の仕入れについても製品の販路についてもまた比較的多くの便宜を持つてゐる工業者は勞働條件を多少改善してもなほ比較的低廉なる製品を市場に送ることを得るが故に、多く工場法の制定を苦にしない。たゞ彼れ等もまた國外において更に一層優越

せる大資本家と競争せねばならぬため、一定の限度以上に嚴重な工場法の制定には無論大いに反對するのであるが、現在わが國において企てられつゝあるが如き程度の改正であれば、彼等は毫もこれを意としないものである。現に今回社會局の諮問に對する答申を見ても、大日本紡績聯合會、蠶糸同業組合中央會の如き、多く大企業家のみよりなれる團體は大體に於て改正原案に異議なき旨を答申せるに反し、東京大阪兩會議所の如き比較的小資本の企業者がおほく代表されてゐる團體が事毎に反對の意見を表示してゐることは、最も雄辯に右の事實を表白してゐるものといふことが出来る。

要するに工場法の制定は結局産業界における弱者——普通以下の悪い勞働條件を以てするにあらざれば事業を維持出来ないやうな企業者——を排除する結果を導き出すのである。しかして工場法が嚴重であればある程かくして排除されるものゝ範圍は擴大されるものと考へねばならぬ。是故に工場法制定問題は常に必ず小工業を保護すべきや否の問題を惹起するものであつて、現行工場法が十五人未満の職工を使用せる工場その他工場法施行令第一條に列

專せる小工場をその適用外に置いてゐるのは主として小工業保護の主旨に出たものである。従つて、今回の改正案が右『十五人』の制限を更に『十人』まで引上げて適用工場の範圍を擴張せんとしてゐることは、小企業にとつて可なりの脅威なること勿論である。けれども、今回提案せられつゝあるが如き輕弱なる制限を受けたゞけでも企業をつゞけることの出来ないやうな小企業は當然に亡ぶべきものである。世の論者或ひは工場法の制定は小企業の滅亡を惹起しその結果資本の集中を促進するといふ理由を以てこれに反對するものがあるけれども、現在の如き社會組織のもとに於て資本集中の傾向が漸次に激甚となるのは極めて當然であつて毫もこれを異とするに足りない。この理由のみを以て非人道的な勞働條件の存續を許すことは無論出来ないのである。又工場法反對論者の中には、小工場の滅亡は同時に精工業の滅亡を意味する、しかもそれはわが國の如き天然資源の乏しい國にとつては重大事である、との論をなすものがあるけれども、かくの如き問題は寧ろ職業教育問題の解決によつて解決せらるべきであつて、これを理由として工場法改正を妨げることは無論許されないのである。

所が、工場法反對論者は大企業家の間にも無論稀ではない。彼等はその國際競争上の立場を困難ならしむべき勞働立法の一切に反對すること勿論であるが、その以下の輕微な工場法制定に向つてもまた屢々反對を表明するものである。彼れ等はいふ。勞働者の優待その他福利施設は工場主自らの溫情的自發によつてなさるべきである。法律を以て一律にこれを規定し強制するのはよろしくない。のみならずその結果、萬事が法律的となつて工場主勞働者間が溫情的でなくなる、と。けれどもこの議論は大企業家の身勝手である。彼等は大資本を擁するが故に、その中から融通して自發的に職工——少くとも女工幼年工乃至彼れ等の親たち——を驚喜せしむるに足るだけの福利施設をすることが出来る。けれども問題は彼れ等以下の小企業者であつて、これ等のものに向つても人道的勞働條件の提供を要求することが工場法制定の目的なのである。大企業者は自力を以て相當の勞働條件を提供し福利施設をなし得るがゆゑに、寧ろ法律の強制を待つことなしに自發的にこれを實行しようとする。さうして自己の寛仁を世間と勞働者との前に誇り示さうとする。なる程それは彼れ等として極めて

賢明な方策にちがひない。けれども、彼れ等の主張が結局極めて身勝手なものに過ぎないことは、彼れ等が一度國際的經濟競争の主體としてその身を置き換ふるとき彼れ等もまた國內産業上における小企業者と同様國際條約による些々たる制限に對してさへも甚しく苦痛を訴へるに至るのを見ても明かである。

五

政府今回の改正提案は極めて不徹底である。單に人道的見地のみより考慮される第一期の立法としても極めて不完全である。無論、現代の資本家的政府に向つて徹底的態度を求めることはそれ自身無理であるにちがひない。けれども當面の問題は人道と利廻りとの矛盾調停の問題に過ぎない。善政主義を標榜する現政府がこの種の問題についてすら徹底的の態度を示し得ずとせば、その存在の理由は全くないといはねばならぬ。

政府は、ワシントン勞働條約を以て協定せられたる諸事項中少くとも人道的見地から見た

だけでも必要と思はれる一切の事柄を改正提案中に包含せしむべかりしである。然るに、まづ第一には婦人の産前産後における休業及び給與の問題を全く度外視してゐる。無論この問題に付いては既に現行工場法施行規則中に『工業主は産後五週日を経過せざるものをして就業せしむることを得ず、但産後三週日を経過したる後醫師の意見を徴し支障なしと認むる業務につきしむる場合はこの限にあらざ』と規定してあるけれども、産前の休業に付いては何等の規定もない。また休業中の給與問題は昨年制定された健康保険法さへ實施さればある程度までこれを解決し得るけれども（同法第五十條参照）、他方において休業を理由とする解雇を禁ずる規定が缺けてゐる結果、以上の諸規定は事實上有名無實となるの虞がある。なぜなれば、休業の爲解雇される虞がある以上、例令法令に如何なる禁止があらうとも、彼れ等女工は産前産後の苦痛を忍んでもなほ出勤を續けるに違ひないからである。現に條約もこの點を考慮して解雇の禁止を規定せるにかゝはらず、改正案が全くこれを無視せるは甚だしき過失である。

次に、一般労働者の労働時間制限に就て改正案が何等の考慮をもめぐらしてゐないことは甚だしき缺點である。無論、この問題は單に人道主義的の憐みを基調とする第一期的労働立法の程度を稍超越した問題である。けれども、この問題に付いてはわが國は労働會議の席上特にわが國の特殊事情を説明して除外例的取扱ひを求めてゐる。それは明らかにその程度ならばこれを實施し得るといふ目算があつてなされたことにちがひない。従つて、この點だけは國際信義上特にわが國政府においてこれを批准する義務があると私は考へる。然るに條約を批准せざるは勿論、改正案においても全然この問題を顧みず、しかして當時わが國の政府代表者として條約に調印した鎌田榮吉氏その人は平然として文教行政の首座に位しつゝある。敢て借問す、氏或ひは元來國際間には信義もなし誠實もなした、權謀術策を以てだま合を事とするものだといふ徹底的の國際交通觀を抱持せらるゝものであらうか。それともまた大臣の榮位は國際信義よりも貴しとする當世才子風を學ばるゝものであらうか？

人道的見地のみより見ても改正を要すべき事項はなほ澤山あるけれども、私はこのかぎり

れたる紙面において一々それに論及するを得ないから、こゝには極めて進歩してゐない現行工場法その他の法令すら現在決して完全に行はれてゐるのではないといふ事實について讀者諸君の注意を促して置きたいと思ふ。由來わが國は形式と體面とを重んずる國である。體裁の整つた實體法さ、制定されるれば、それを運用すべき機關並びに手續が如何に不完全であり其結果法が全く有名無實に歸するやうな事があつても、多く意としない國である。しかし、その事實は現行工場法の實施についてもまた明かに現れてゐる。即ち現在の工場監督官制度を以てしては到底工場法の實施を確保することが出來ずにあるのである。

英國における工場法發達の歴史を知るものは、工場監督制度の完備が如何に工場法の實施上大切であるかを熟知するであらう。如何に法文上完全な工場法があつても、これが施行を確保すべき工場監督の制度が不完全であるか又は監督官自らが無能乃至不良であるならば、事實何等の法なきにも均しいのである。して見ると、現在の如く或種の工業家ににらまれたが最後その地位を保つことさへ困難な府縣知事の監督のもとに立つてゐる工場監督官に向かつ

て工場法の完全な實施監督を望むことは極めて無理でありまた危険ではあるまいか？ 監督官が少しくその權能を揮つて法の實施を嚴重にすれば、忽ち工場主からにらまれる。その結果やがては知事に對する壓迫となり、また知事から監督官への干渉となつて、彼れの地位は危くなる。監督官が世間的に懶巧であればその際然るべく妥協するかも知れない。さうして工場主と共に茶屋酒を飲みながら、工場法違反の行爲に向つて全く見て見ぬ振りをするやうなことになるかも知れない。さうして『國家的利益』なる美名のもとに工場主のために寛大な處置をとるやうになるかも知れない。私は事實さういふ不都合な監督官が澤山あるかどうかを知らない。けれども少くとも現在の工場監督官制度が極めてかゝる不都合を惹起し易いやうに出來てゐることは確である。しかして實際上現在の極めて不完全な工場法すら充分には行はれてゐないことを見、また優秀なる新進の——従つて妥協することを知らない——官吏が動ともすれば監督官の地位をきらふことなどを考へ合せて見ると、監督制度施行の實際は事實上可なりの缺陷を包藏してゐるやうに想像されるのである。殊にわが國の如く勞働組合

その他工場委員會等の發達せざる國においては勞働者側から工場法の實施を監督することは事實到底行はれ難い。萬事はすべて國家の手に一任されてゐる。此故に、私は今日工場法の改正が議せられてゐるに際し、是非共工場監督制度の改善充實をもあはせて考へられんことを希望してやまないのである。しかしてこの點に關する私の案は、一は直接行政系統の干渉を受けない獨立の全國的監督官廳を設立することであり、二は勞働者側の代表者をして工場監督に干與せしむべき適當の制度を設けることである。

また現行の工場法その他民法等によると、職工は各種の場合に工場主に向かつて色々の請求をなし得べきことが認められてゐる。けれども、工場主が一度任意にその義務を履行せざる場合において、職工のとるべき手段は普通裁判所に對する訴求でなければならぬ。しかも現在の普通裁判手續がこれを利用せんとするものに向つて如何に多くの時間と費用と努力とを要求してゐるかを考へ合はせて見ると、たとへ名義上は如何に完全な保護を與へてゐても一度工場主が任意の履行をなさざるとき職工の得るところは事實ゼロに近いものとなる。

かくして、法律の實體的保護も事實に於ては有名無實になりやすいのである。此故に、私は扶助規定の改正を策するこの機會において政府がこの規定を運用すべき司法機關とその手續とをも考慮されんことを希望してやまないのである。

六

私は以上において、工場法は結局資本家相互間の交戦法規に過ぎないといふ事實を指摘した。しかして、その事實は國際間の勞働條約についてもまたこれを認め得ると思ふ。

現在の資本家的國家は國際間の經濟競争を無條件に是認してゐる。しかしてそれがやがて武力を以てする戰爭の誘因をなせるにも拘はらず、五年に互る大戰に飽きつかれた諸國の政治家は、戰爭終熄と共に『武力の戦ひは既に終つた、われ々は最早再び矛をとつてはならぬ、今後はたゞ經濟上の平和的競争のみが行はるべきである』と主張した。しかして世界恒久平和の樹立を目標として國際聯盟を組織し、國際勞働條約を締結した。

この「武力の戦ひは既に終つた、今後はたゞ經濟上の平和競争のみが行はるべきだ」といふ主張は、わが國の比較的進歩したといはれてゐる政治家乃至政論家の口からも屢々これを聽くことが出来る。けれども、資本家的國家相互間の戦争が主として彼れ等の經濟競争に起因することを考へて見ると、かくの如き主張の極はめて矛盾したるものなることは明らかである。從來諸國は天然資源を獲得せんとして相戦ひ、販路を獨占せんとして相争つた。今日と雖もこの資本家的諸國は嚴重に經濟的國境を鎖して對立してゐる。生産資料の獲得と獨占とに熱中し外國移民の排斥に努力してゐる。かくして經濟競争の志念は毫もこれを拋棄してゐないのである。従つて彼れ等は口に恒久平和を唱へてゐても、日夕行ひの上において——惡意又は善意に——戦争の誘因を醸成しつゝ、あるのである。

かくの如く劫久の國際的經濟競争を前提とした資本家的諸國が相集まつて勞働に關する條約を締結したもの、それが即ちワシントン諸條約である、ゼノア、ジュネーヴの諸條約である。これ等の諸條約はたとへ「世界平和」乃至「社會正義」の美名のもとに締結され

たとしても、しかして各國の勞働代表者も又——その政府並に資本家代表者との割合は僅に三對一であるにもせよ——それに參加したとしても、結局において到底諸國經濟競争の交戦法規たる本質を脱却し得るものではない。既に豊富なる天然資源を蓄藏せる國々、現在國內における勞働者の壓迫強烈にして資本家の産業の基礎をおびやかされつゝある國々は率先して國際勞働會議を提唱する。さうして經濟競争の敵手たる他國の勞働條件を自國のそれと同等の程度まで引上ぐることによつて、他國の手から『勞働の低廉』なる武器を奪ひとる。かくすることによつて、彼れ等は自國內の勞働者に向かつて更に多少の讓歩をしてもなほ且その國際的經濟地歩を維持することが出来る。殊に自ら豊富なる天然資源を有する國々は『勞働の低廉』なる武器を他國より奪ふことによつて、易々と自國の經濟的優越を保全することが出来る。これに反して、元來天然資源の乏しきに拘らず從來なほ國際競争場裡に多少の地位を占めてゐた國々は、その勞働條件を他國並に引上げらるゝことによつて當然その地歩を失はねばならぬ。従つて國際的經濟競争を前提するかぎり、彼れ等が勞働條約の締結を

きらふのは極めて當然である。

此故に、現在の如き資本家的國家相互間の労働條約は、國內における資本家的工場法と同様に資本家相互間の交戦法規に過ぎない。無論労働者はこれによりこれを機會として多少その地位を改善するとは出来る。殊にわが國の如く労働者の勢力なほ未だ微弱にして自力を以てその地位を改善し得ざる國の労働者に取ては、かくして外來の壓迫を利用することによつて其地位を改善し得ること勿論である。けれども若しも資本家的國家を是認し經濟的國境を固守して事物を考察するとすれば、以上の如き労働條約によつて一國労働者の地位の改善される限度は極めて狭少であると謂はねばならない。何となれば、國內の工場法が資本の乏しい小企業者を苦めると同様、國際労働條約は必然に天然資源の乏しい國の經濟的地歩を危くするからである。従つて現在一般人士の考へつゝあるが如く、國際經濟的競争を是認しこれを基礎として萬事を考へるかぎり、わが國の如き天然資源の乏しい國と英米の如き國々々が労働條件を同一ならしむべき條約を締結しようと企てることは、假りにその動機が如何に純真

なりとしても、事柄それ自身極めて無謀である。従つて、資本家的國家としてのわが國政府が或はワシントンにおいて特殊國待遇を要求し或は勞働條約の批准を躊躇することは極めて當然なのである。

各國が互に經濟的國境を鎖しつゝ、單に自國一國のみを標準として國民の福利を考てゐるかぎり、資本家的國家としてのわが國が如何なる程度の勞働立法を有すべきかは我國の具體的事情を基礎として考へらるべきである。しかしてその結果現在の如き資本家的國家の經濟競争を是認するかぎり、わが國の如き天然資源の乏しい國に生まれた勞働者は必然に英米の如き豐富なる國々に生まれた勞働者よりも貧しき地位に甘んぜねばならぬ、といふ結論が生まれることは論理上當然である。けれども誰がこの悲惨なる運命的の結論を冷然として受け入れることが出来るか？ このゆゑに軍國主義者はこの運命的結論を免れんが爲に武力によつて天然資源を獲得すべしと主張する。しかしてこの意味よりいへば、國際條約による勞働條件の統一は寧ろ却て資本家的國家の領土獲得慾、従つて戰爭熱を誘起するものと主張するこ

とも出来る。併しながら、かくの如き領土征服慾の爲にわれ／＼乃至われ／＼の子孫が永遠に血なまぐさき慘劇を繰かへさねばならぬ、といふ議論をどうして平然と受け入れることが出来るか？ 病弊の根源はすでに資本家的國家制度にある。國際的經濟競争にある。經濟的國境にあるのだ、これを今日のまゝ是認しつゝ、労働者の地位向上を説かんとするものは必然に自家撞著に陥るべきである。その意味において、資本家的國家を是認して世界的恒久平和を説くもの、労働者の地位の徹底的改善を説くものはすべて皆美しき夢を夢みつゝ、實は不能事を追求しつゝあるものとして排斥されねばならぬ。經濟的國境が鎖されてゐるかぎり、各國は各その範圍内において實現し得べき最大限度の福祉の實現を以て満足せざるを得ないのである。

貧弱なる我國に生れた労働者はこの運命に満足せんとするものも又満足せざらんとするものも皆均しくこの現實に目醒めねばならぬ。しかして同時に又私は不幸にして貧弱なこの國土にうまれた資本家と政治家とに向つて靜かに以上の理窟を考へていたゞきたいと希望す

る。さうして資本家的國家の思想を固守しつゝ、外に向つては富強の國々と戦ひ、内においては無限に向上せんとする勞働者と戦つてゐる諸君の程遠からざる未來の運命を考へてもらひたいと思ふ。

眞に幸福なる人類全部の未來は決して資本家的國家の勞働立法によつて持ち來たされるものではない。工場法改正の問題を考慮するに際して、私はどうしてもこの考へを念頭より去らしむることが出来ない。

大正十二年 七月 一日印刷
大正十二年 七月 三日發行
大正十二年 十二月 一日十版



用効の噓

震災版

定價金貳圓六拾錢

著者 末弘 巖太郎

發行者 東京市芝區愛宕下町一丁目一番地
山本 英

印刷者 東京市小石川區久堅町一〇八番地
東 勇 治

東京市芝區愛宕下町一ノ一

發行所

電話芝 一六三八號
二八五四號
四三〇三番

改 造 社

振替東京八四〇二番

東京 株式會社 博文館印刷所印刷